議案第6号

白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について

白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月5日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、内閣府令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第 4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第 4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第 4項中「30人」を「25人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号資料

○白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)新旧対照表

改正案

(略)

(職員)

第29条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) • (2) (略)

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき 1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れ る場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(略)

(職員)

第31条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、 当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのう ち半数以上は保育士とする。

(1) • (2) (略)

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき 1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れ る場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(略)

(職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事 業所一につき2人を下回ることはできない。

(1) • (2) (略)

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき 1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れ る場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人

3 (略)

(略)

(職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以 上は保育士とする。 現 行

(略)

(職員)

第29条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) • (2) (略)

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき 1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れ る場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(略)

(職員)

第31条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、 当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのう ち半数以上は保育士とする。

(1) • (2) (略)

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき 1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れ る場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(略)

(職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1) • (2) (略)

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき 1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れ る場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
- 3 (略)

(略)

(職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) • (2) (略)

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき 1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れ る場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(略)

(1) • (2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき 1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れ る場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(略)